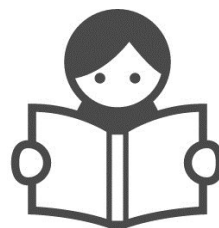


次世代の農業人材に聞いてほしい！

「農業分野の知的財産」に関する 出張講座のご案内



農林水産省では、今後、新品種の開発やスマート農業、普及指導、輸出などの分野で必須となる、「農業分野の知的財産」に関する出張講座を実施しています。

日本で開発された「シャインマスカット」、中国では日本の約30倍の面積※で栽培されていることをご存知ですか？さらに、海外市場では日本のブランド製品の模倣品が流通する事案も生じており、また、AIやデータを活用したスマート農業の推進も図られています。

今後ますます経済のグローバル化が進展する中、これらの優良な品種やデータ等の重要な知的財産を適切に保護・活用していくため、大学農学部の子の皆さんのにも「農業分野の知的財産」について理解を深めていただきたいと考えています。

講座は一コマから承ります。ご希望の講義メニュー（①or②）と、ご希望日程を、連絡先までお知らせ下さい。

○ 講義メニュー ※90分を想定していますが、ご希望の時間に合わせて調整可能です。

① 総論：農業分野の知的財産について

または、

② 総論：農業分野の知的財産について（短縮版）

+ 以下の各論から選択（複数の組合せも可）

【各論】種苗法、地理的表示（GI）、家畜遺伝資源、データ・ノウハウ、標準化 等

○ 連絡先

農林水産省輸出・国際局知的財産課 中西・平川・後藤・岸

Tel: 03-6738-6442

Mail: chitekizaisan@maff.go.jp

※ シャインマスカットの栽培面積：1,840ha（日本）、53,000ha（中国）

【出典】（公社）農林水産食品産業技術振興協会調べ、令和元年産特産果樹生産動態等調査



カリキュラム例（令和5年度）

＜1コマver.＞

- ① 農林水産物・食品に関する知的財産保護対策

＜15コマver.＞

- ① 農水知財の保護の必要性・重要性
- ② 知的財産制度の基本的事項とその歴史的変遷
- ③ 種苗法の概観、種苗をめぐる情勢
- ④ UPOV条約、海外での育成者権の保護
- ⑤ 国際的な農業知財の動向
- ⑥ 農業分野における特許・実用新案制度の活用、意匠制度の概要と効果
- ⑦ 商標制度について
- ⑧ 地域団体商標制度について
- ⑨ GI法の概観とその効果
- ⑩ GI法における申請農林水産物の審査や登録産品の具体例
- ⑪ GI登録された産品の販売戦略の実情等
- ⑫ 侵害品の対応方法や実例について
- ⑬ 家畜遺伝資源の保護について
- ⑭ 農業分野における技術・ノウハウ等の保護について
- ⑮ 講義の総括

＜令和5年度実績＞

京都大学、近畿大学、摂南大学、東京大学、東北大学、日本農業経営大学
校、北海道大学、明治大学、山口大学、立命館大学

